



## ●議長と懇談 — 議長室開放！●

お気軽にお申し込みを！

- 対象者 町内に在住、在勤、在学する個人または5人以内のグループ
- 開催場所 議長室（役場庁舎3階）
- 参加を希望する者は、開催日の1週間までに来庁、郵便、FAX又は電子メールにより次の事項を添えて議会事務局（役場庁舎3階）へお申し込み願います。
  - ・氏名（グループにあっては、代表者名、参加者名）・参加人数
  - ・住所、勤務先又は学校名・電話番号・希望時間・対話内容

【お問合せ先】 芽室町議会事務局 〒082-8651 芽室町東2条2丁目14  
TEL62-9731 FAX62-9813 メールアドレス[g-shomu@memuro.net](mailto:g-shomu@memuro.net)

## 芽室町議会議長室開放要綱

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町議会議長（以下「議長」という。）と町民が対話し、町民の建設的な意見を議会運営及び町政に反映することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、町内に在住、在勤、在学する個人又は5人以内のグループとする。

(開催運営)

第3条 開催運営に当たっては次のとおりとする。

- (1) 開催場所は、議長室を基本とする。
- (2) 参加者は、1開催日1グループ以内とする。
- (3) 対話時間は、1グループ1回30分以内とする。
- (4) 参加を希望する者は、開催日の1週間までに来庁、郵便、FAX又は電子メールにより次の事項を添えて議会事務局へ申し込むものとする。
  - ア 氏名（グループにあつては、代表者名、参加者名）及び参加人数
  - イ 住所、勤務先又は学校名等
  - ウ 電話番号
  - エ 希望時間
  - オ 対話内容
- (5) 対話の成否及びについては、議長が決定するものとする。
- (6) 申込者が多数の場合は未参加者を優先し、なお多数の場合は、未参加者を対象に公開抽選を行う。

(決定)

第4条 議長は、対話の成否を決定するものとし、申込者に対して電話及び文書をもって通知する。

(補助者)

第5条 議長は、副議長・各委員長・事務局長等を必要に応じて対話に同席させることができる。

(記録)

第6条 対話の記録は、議会事務局長が行う。

(公表)

第7条 議会事務局は、意見等を有効活用するため各常任委員会及び関係課に記録の内容を提供するとともに、可能な範囲で議会広報等により公開する。

(庶務)

第8条 議長室開放の庶務は、議会事務局長が行う。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。